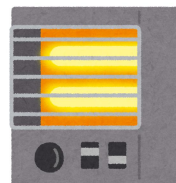


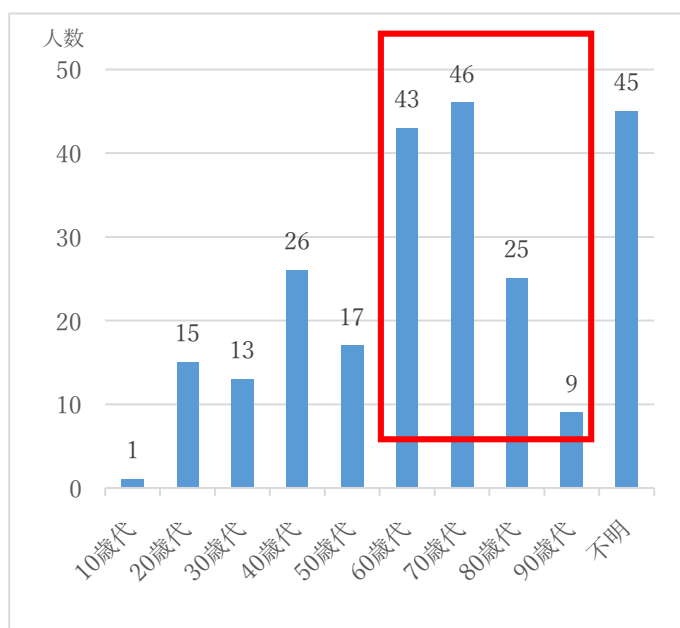
令和8年度上半期 消費生活相談まとめ

長かった暑さも和らぎ、朝晩はめっきり寒さを感じる季節となりました。
これから出番が増える暖房器具は、使用前に取扱説明書をもう一度
確認し、事故を防いで安全に冬を迎えましょう。



苦情相談件数**240**件（前年同時期に比べて9件増加）

苦情相談の契約者年齢別



苦情相談件数が年々増加しています。
60歳代以上の相談が
全体の**半分以上**を占めています。

苦情相談の販売形態

通信販売	99
店舗購入	27
電話勧誘販売	20
訪問販売	20
訪問購入	6
ネガティブオプション	0
その他・不明	68

通信販売（ネット、テレビ、折込
広告等）に関する相談が昨年度よ
りも増加しています。安心して買
い物を楽しむために、裏面のポイ
ントを確認しましょう。

確認が
大事

通信販売トラブルにご注意！

手軽で便利なインターネット通販ですが、『定期購入』に関するトラブルが依然として多く寄せられます。注文確定する前に、購入条件を確認しましょう。

□『1 回限り』とうたっていても解約が必要となっていないませんか？

□返品や解約のルールを確認しましたか？

□定期購入になっていませんか？

※通信販売にはクーリングオフの制度はありません。

解約の電話がつながらず、解約できない事例も起こっています。

※金額、注文商品、規約などが記載された最終確認画面をスクリーンショットで保存しましょう。定期購入かどうかとも確認しましょう。

引き続き

不審な電話にご注意！！

自動音声で実在する会社や大手通信会社などをかたって、『2時間後に電話が使えなくなる』や『料金の未納がある』、などと言い、金銭の支払いを要求してきたり、個人情報を聞き出す電話がかかってきています。



・2時間後に電話が使えなくなることはありません。

・不安をあおり、冷静な判断をさせないようにするのが詐欺の手口です。

・不審なメールや SMS も増えているので要注意です。

閉庁時は
消費者ホットライン

188へ

橋本市消費生活センター

電話：0736-33-1227（相談専用）

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号
橋本市役所1階 窓口⑤ FAX：0736-33-1200

Mail：hashimoto_cc@city.hashimoto.lg.jp



橋本市マスコットキャラクター
はしぼう